回答期限：~~3月25日（火）~~ ⇒ 4月25日（金）

令和7年2月
公益社団法人　日本医師会

社会保険診療報酬の所得計算の特例の利用状況等に関する調査

この調査は、社会保険診療報酬の所得計算の特例（いわゆる四段階税制）について、その実態を把握するために実施しております。
何卒、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

・質問は、最大問9までの全4頁です。
・お答えは、黒鉛筆又は黒もしくは青のボールペンで記入し、あてはまる回答についている数字を〇で囲んでいただく場合と、マスの中に数字を記入する場合があります。「その他」にあてはまる場合は、数字を〇で囲み、（　）内に具体的な内容を記入してください。
・ご回答いただきました調査票は、同封いたしました返送用封筒に入れて、**3月25日（火）**までにご返送願います。
・税務申告を会計事務所（税理士等）に依頼されていて、ご不明な点等がある場合は、会計事務所（税理士等）に確認・相談されることをお勧め致します。

＜問1＞ 令和5年(1月～12月）の状況についてお伺いします。

（1） 医療機関の所在地について、あてはまるもの1つに〇をつけてください。

1. 過疎地域（※1）　　2. ＜1.＞＜3.＞＜4.＞以外の地方市・町村
3. 中核市・特例市（※2、3）　　4. 東京都 特別区・政令指定都市（※4）

問1（1）副問.（「1.過疎地域」に〇をつけた方へ）可能な限りで、市町村名をご記入ください。

市町村名：

※1　過疎地域：過疎地域自立促進特別措置法に基づく「全部過疎」に該当する市町村（713都市）
別紙「参考資料」参考⑧で該当するかご参照ください。

※2　中核市：人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定（62都市）
旭川、函館、青森、八戸、いわき、郡山、秋田、盛岡、福島、山形、宇都宮、前橋、水戸、高崎、川口、川越、越谷、八王子、柏、船橋、横須賀、甲府、長野、松本、金沢、富山、福井、岐阜、一宮、岡崎、豊田、豊橋、大津、吹田、高槻、豊中、寝屋川、東大阪、枚方、八尾、明石、尼崎、西宮、姫路、和歌山、奈良、鳥取、松江、呉、福山、倉敷、下関、松山、高松、高知、久留米、佐世保、大分、長崎、宮崎、鹿児島、那覇

※3　特例市：特例市制度の廃止（平成27年4月1日施行）の際、現に特例市である市(施行時特例市）（23都市）
伊勢崎、太田、つくば、春日部、熊谷、草加、厚木、小田原、平塚、茅ヶ崎、所沢、大和、上越、長岡、沼津、富士、春日井、四日市、茨木、岸和田、加古川、宝塚、佐賀

※4　政令指定都市：人口50万以上の市のうちから政令で指定（20都市）
札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、川崎、相模原、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡、熊本

（2） 院長の年齢について、**あてはまるもの1つ**に〇をつけてください。

1. 30歳未満　2. 30歳代　3. 40歳代　4. 50歳代　5. 60歳代　6. 70歳代以上

（3） 令和5年1月時点の医療機関の開業年数について、**あてはまるもの1つ**に〇をつけてください。

1. 5年以内　2. 5～10年　3. 10～20年　4. 20年～30年　5. 30年超

（4） 会計帳簿の主たる記帳者について、**あてはまるもの1つ**に〇をつけてください。

1. 院　長（本　人）　2. 家　族　3. 従　業　員　4. そ　の　他（　　）

（5） **社会保険診療収入（注）は、5,000万円以下**ですか。**あてはまるもの1つ**に〇をつけてください。

（注）社会保険診療報酬支払基金からの収入だけでなく、国民健康保険団体連合会からの収入や介護保険収入等も含みます。

1. はい。 → （6）にお進みください。
2. いいえ。 → これで終了です。ご協力ありがとうございました。調査票をご返送ください。

（6） **医業に係る収入金額は、7,000万円以下**ですか。**あてはまるもの1つ**に〇をつけてください。

1. はい。 → （7）にお進みください。
2. いいえ。 → これで終了です。ご協力ありがとうございました。調査票をご返送ください。

（7） 令和5年(1月～12月）は一年を通じて診療しましたか。**あてはまるもの1つ**に〇をつけてください。

1. はい。→ ＜問2＞にお進みください。
2. いいえ。（期中開業、期中法人化、期中廃業などにより）　→ これで終了です。ご協力ありがとうございました。調査票をご返送ください。

● **＜問2＞～＜問7＞は、社会保険診療収入が5，000万円以下かつ医業収入が7,000万以下（事業月数が12ヶ月未満の場合を除く。）の医療機関のみ、ご記入ください。**
＜問8＞及び＜問9＞は、社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用している医療機関のみ、ご記入ください。

●**令和5年分の確定申告書等をご確認の上、調査事項にお答えください。**
なお、税務申告を会計事務所（税理士等）に依頼されている場合は、資料等について、会計事務所に確認・相談されることをお勧め致します。

ただし、＜問7＞及び＜問9＞につきましては、院長など診療所の事情に通じた方にご記入いただきますようお願いいたします。

＜問2～問7＞は、社会保険診療収入が5，000万円以下かつ医業収入が7,000万以下(令和5年の事業月数が12ヶ月未満の場合を除く。)の医療機関のみご記入ください。
※＜問8及び問9＞は、社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用している医療機関のみご記入ください。

＜問2＞ 主たる診療科目（収入上の主たる診療科目）**1つだけ**に〇をつけてください。（**複数選択不可**）

1.内科	2.皮膚科	3. 小児科	4. 精神科・心療内科	5.外科
6. 整形外科	7.眼科	8.耳鼻咽喉科	9.産科・産婦人科	10.その他

＜問3＞ あなたを含め、次の項目にあてはまる方について人数をご記入ください。

	区　分		
	医師	医師以外に 経理事務担当者 （他の業務との兼務含む） は何人いますか。	その他
常勤従事者	(A)　人	(B)　人	
非常勤従事者 （非常勤従事者は常勤換算で、 小数点第1位(2位以下は 四捨五入）まで記入してください）	(C)　人	(D)　人	

非常勤従事者の常勤換算については以下の計算式で算出してください。

・1週間に数回の勤務の場合：
　非常勤職員の1週間の勤務時間÷施設が定めている1週間の勤務時間
・1か月に数回の勤務の場合：
　非常勤職員の1か月の勤務時間÷（施設が定めている1週間の勤務時間×4）

上記計算式によって得られた数値を、小数点以下第2 位を四捨五入して、小数点第1 位まで計上してください。
得られた結果が0.1 に満たない場合は、「0.1」と計上してください。

＜問4＞ 令和5年分の会計事務所(税理士等）の関与度合について、**あてはまるもの1つに**〇をつけてください。（**複数回答不可**）

1. 会計事務所による記帳に関する助言・点検を受ける機会がある。
2. 会計事務所による記帳に関する助言・点検を受けていない（書類作成のみの依頼を含む）。
3. 会計事務所の関与はない。
4. その他（　　）

＜問5＞ 令和5年における、青色・白色申告区分及び社会保険診療報酬の所得計算の特例（いわゆる四段階税制）適用の有無についておうかがいします。

（1）青色・白色申告区分について、**あてはまるものに1つに**〇をつけてください。

1. 青色申告（→＜（2）＞にお進みください）　　2. 白色申告（→＜（3）＞にお進みください）

（2）（問5（1）で、「1. 青色申告」とお答えの方へ）
青色申告を行っている場合の記帳について、**あてはまるものに1つに**〇をつけてください。

1. 正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）による記帳（→＜（3）＞にお進みください）　　2. 簡易簿記による記帳（→＜（3）＞にお進みください）

〇青色申告：原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）の記帳を行わなければなりませんが、
簡易簿記で記帳してよいことになっています。
※青色申告のうち簡易簿記の場合、最高55万の青色申告特別控除の適用は受けられません。
（最高10万円の青色申告特別控除の適用は受けられます。）

〇白色申告：平成26年以降、全ての事業者について記帳義務が課されることになりましたので、法廷帳簿を
備え付けて、収入金額や必要経費に関する事項を記帳する必要があります。

〇正規の簿記の原則：損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式をいい、一般的には複式簿記をいいます。

（3）社会保険診療報酬の所得計算の特例(※)適用の有無について、**あてはまるもの1つに**〇をつけてください。（※制度の概要は、参考資料をご参照ください。）

1. 適用　　2. 非適用

<問6> 令和5年分の確定申告における、**以下の資料の写しを、個人情報を黒塗りの上、返信用封筒に同封してください。**

＊別紙「参考資料」をご参照ください。

（1）白色申告の場合

①「収支内訳書(一般用)」（1ページ目のみ） → 参考①

②「収支内訳書(一般用)付表《医師および歯科医師用》」（表と裏） → 参考②③

（2）青色申告の場合

①「青色申告決算書（一般用）」（1ページ目のみ） → 参考④

②「所得税青色申告決算書（一般用）付表《医師および歯科医師用》」（表と裏）→参考⑤⑥

＊なお、上記資料写しを同封していただけない場合は、参考資料をご参照の上、以下（イ）～（ヘ）をご記入ください。
（上記資料写しを同封していただいた場合は、記入不要です。）

収入金額	社会保険診療収入（国保・社保・介護保険等）	自由診療収入	雑収入	計
	（イ） 円	（ロ） 円	（ハ） 円	
青色申告特別控除（青色申告のみ）				（ニ） 円
所得金額				（ホ） 円
措置法差額：実際にかかった必要経費額と概算経費額との差額（社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用の場合のみ）				（ヘ） 円

<問7> 社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用している、あるいは適用していない理由を、ご記入ください。
（院長など診療所の事情に通じた方がご記入下さい）

（1）**適用している理由**として、**あてはまるもの全て**に〇をつけてください。（**複数選択可**）
※<問5>（3）で「1.適用」を選択された方がご記入ください。

1. 実際にかかった必要経費額を厳密に計算しなくて済み、事務負担が軽減されるから。
2. 実際にかかった必要経費額よりも、概算経費額（特例経費額）の方が多いから。
3. これまで社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用してきたから（例年、本特例を適用している。）。
4. 税の申告については、会計を専門に担当する従業員や会計事務所(税理士等)に任せているから。
5. その他（具体的に: ）

（2）適用していない理由として、**あてはまるもの全て**に〇をつけてください。（**複数選択可**）
※<問5>（3）で「2.非適用」を選択された方がご記入ください。）

1. 概算経費額（特例経費額）よりも、実際にかかった必要経費額の方が多いから。
2. 所得計算の特例措置の詳細を知らなかったから。
3. 税の申告については、会計を専門に担当する従業員や会計事務所(税理士等)に任せているから。
4. その他（具体的に: ）

<問8>及び<問9>は、社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用している医療機関のみご回答をお願いいたします。

社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用していない場合（<問5>（3）で「2.非適用」を選択された方）は、これで終了です。ご協力ありがとうございました。調査票をご返送ください。

社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用している方のみご記入ください。

<問8> 主な自由診療収入の内容について、あてはまるもの1つに〇をつけてください。(複数回答不可)

1. 公的な健診・予防接種が主である。
2. 分娩など産科関連が主である。
3. いわゆる美容医療が主である。
4. その他(　　)

<問9> 税の申告・会計事務についておうかがいします。
社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用している方のみご記入ください。
(院長など診療所の事情に通じた方がご記入下さい)

(1) 実際にかかった必要経費額を、どの程度厳密に記帳(計算)していますか。
あてはまるもの1つに〇をつけてください。(複数回答不可)

1. 必要経費額を正確に記帳している。(→ (2)にお進みください。)
2. 必要経費額を厳密に記帳することは困難である。(→ (1)副問にお進みください。)
※申告の際に、概算経費率を適用する際に提出する様式に記載の方法を用いて実額経費を計算している場合を含みます。

問9(1)副問
(問9(1)で「2. 必要経費額を厳密に記帳することは困難である。」に〇をつけた方へ)
その原因について、あてはまるもの全てに〇をつけてください。(複数選択可)

1. 休日診療・夜間診療・救急診療等に対応している。
2. 母子保健、乳幼児保健(周産期医療産等)を実施している。
3. 地域において自院以外に医療機関が少ない等の理由から、往診等を積極的に行う必要がある。
4. 診療報酬を請求するための業務(診療報酬明細書(レセプト)の作成・点検、診療報酬の計算、請求内容の確認)を行う必要があり、収入を得るに当たって必要な医療機関特有の事務の負担が大きい。
5. 定期的に都道府県や地方厚生局等に対して、医療機能情報や施設基準、保険外併用療養の実施状況等について報告等を行う等、医療機関特有の義務となる医療事務の負担が大きい。
6. 地域的に人材不足で、会計を専門に担当する従業員を雇うことや会計事務所(税理士等)に依頼する余力がない。
7. 経営が苦しいため、会計を専門に担当する従業員を雇うことや会計事務所(税理士等)に依頼する余力がない。
8. その他(　　)

(2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例が仮になくなった場合に、あてはまるもの全てに〇をつけてください。
(複数選択可)

1. 事業の継続ができなくなる恐れがある。
2. 現在のような医療の提供が困難となる恐れがある。(→ 問9(2)副問にお進みください。)
3. 事業に与える上記 1 及び 2 のような影響はない。
(例 ・影響はあるが不要不急の支出に充てる資金が少なくなるに過ぎない。)
よろしければ具体的な内容をご記入ください。
(具体的に:　　)
4. その他 (具体的に:　　)

問9(2)副問.
(問9(2)で「2.現在のような医療の提供が困難となる恐れがある」に〇をつけた方へ)
その原因について、あてはまるもの全てに〇をつけてください。(複数選択可)

1. 事務負担が増えるため、増えた事務に対するマンパワーを確保をする必要があるが、地域的に人材不足で、追加のマンパワーの確保が難しいことから、院長自身の事務作業の負担が増加する。
2. 事務負担が増えるため、その分の事務コスト(人件費、会計ソフトの導入費、会計事務所への外注費等)を増やす必要があるが、既存コストに加えて、そうした追加の事務コストを支払うことは、経営上の理由により困難。
※医療従事者(院長除く)の人件費など既存コストの削減を行うことは難しい。
3. 事務負担が増える一方で、既存の人員は医療機関特有の業務(診療録の作成、レセプト請求等)で手一杯であり、税制申告・会計事務について専門の知識を習得する(又は従業員等に習得させる)ための余力がない。
4. 既に会計事務所の関与があること等により事務負担増とはならないものの、医療機器等の設備の購入や更新等に使える資金が減少する。
5. その他 (具体的に:　　)

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。「調査票」を、~~3月25日(火)~~までにご返信願います。
4月25日(金)

参考資料

白色申告	参考①	収支内訳書（一般用）	1
	参考②	収支内訳書（一般用）付表≪医師及び歯科医師用≫表	2
	参考③	収支内訳書（一般用）付表≪医師及び歯科医師用≫裏	3
青色申告	参考④	所得税青色申告決算書（一般用）	4
	参考⑤	所得税青色申告決算書付表（一般書）≪医師及び歯科医師用≫表	5
	参考⑥	所得税青色申告決算書付表（一般書）≪医師及び歯科医師用≫裏	6
参考⑦　社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階税制）の概要			7
参考⑧　過疎地域一覧			8～10

参考①

令和 0□ 年分収支内訳書（一般用）

（あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。）

控用

記帳と帳簿書類の保存義務について

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は、平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

○ 帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金額等を記帳しなければなりません。

○ 帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。

令和　　年　　月　　日

住所			フリガナ 氏名		依頼税理士等	事務所所在地	
事業所所在地			電話番号	（自宅）（事業所）		氏名（名称）	
業種名		屋号	加入団体名			電話番号	

「営業等」又は「雑（業務）」のいずれかを選択してください。　営（業）等　雑（業）務）　（自 □□ 月 □□ 日 至 □□ 月 □□ 日）

整理番号 □□□□□□□□

○申告には、必ず 提出用 を使ってください。

科目			金額（円）
収入金額	売上（収入）金額	①	
	家事消費	②	
	その他の収入	③	
	計（①＋②＋③）	④	
売上原価	期首商品（製品）棚卸高	⑤	
	仕入金額（製品製造原価）	⑥	
	小計⑤＋⑥	⑦	
	期末商品（製品）棚卸高	⑧	
	差引原価⑦－⑧	⑨	
差引金額④－⑨		⑩	
経費	給料賃金	⑪	
	外注工賃	⑫	
	減価償却費	⑬	
	貸倒金	⑭	
	地代家賃	⑮	
	利子割引料	⑯	
	その他の経費 租税公課	㋑	
	荷造運賃	㋺	
	水道光熱費	㋩	

科目		金額（円）
経費 その他の経費	旅費交通費	㋥
	通信費	㋭
	広告宣伝費	㋬
	接待交際費	㋣
	損害保険料	㋠
	修繕費	㋡
	消耗品費	㋞
	福利厚生費	㋝
		㋜
		㋛
		㋚
		㋙
		㋘
	雑費	㋗
	小計（㋐～㋗までの計）	㋖
経費計（⑪～⑯までの計＋㋖）		㋕
専従者控除前の所得金額（⑩－㋕）		㋔
専従者控除※		㋓
所得金額（㋔－㋓）		㋒

㉑の金額を調査票の＜問6＞（ホ）にご記入ください

○給料賃金の内訳

氏名（年齢）	従事月数	給料賃金 賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
（　歳）	月	円	円	円
（　歳）				
（　歳）				
その他（　人分）				
計 延べ従事月数			⑪	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等※

氏名（年齢）	続柄	従事月数
（　歳）		月
（　歳）		
（　歳）		
	延べ従事月数	

※ 雑所得の金額の計算において、事業専従者控除を受けることはできません。

参考②

令和　　年分収支内訳書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》

（令和元年分以降用）

診療科目	科	住所	

整理番号	
氏名	

1．収入金額の内訳

		診療件数	診療実日数	決定点数	収入金額 診療報酬当座口払込額	収入金額 診療報酬窓口収入金額
社会保険診療報酬 ①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬	一般社会保険	件	日	点	円	
	生活保護法					
	精神保健福祉法					
	小計					
②国民健康保険診療報酬	国民健康保険法					
	高齢者医療確保法					
	小計					
③介護報酬						
	小計					
④その他						
	小計					
⑤計（①＋②＋③＋④）			Ⓐ		Ⓒ	Ⓓ 円
自由診療の収入等	一般の自由診療	件	日		円	
	労働者災害補償保険診療					
	公害健康被害補償診療					
	自動車損害賠償責任保険診療					
	高齢者医療確保法					
⑥計（雑収入は下の欄に書きます。）			Ⓑ		Ⓔ	
雑収入					円	

（注）社会保険診療報酬が5,000万円を超えた場合又は医業及び歯科医業から生ずる収入金額が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法第26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできません。
なお、7,000万円の判定については、Ⓒ＋Ⓓ＋Ⓔの合計額で行うことになります。

2．自由診療割合の計算

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。

(1) 診療実日数による割合

$$\frac{\text{自由診療実日数（Ⓑ）（日）}}{\text{総診療実日数（Ⓐ＋Ⓑ）（日）}} \times 100 = ⑦\ \%$$

(2) 収入による割合

$$\frac{\text{自由診療収入（Ⓔ）（円）}}{\text{総診療収入（Ⓒ＋Ⓓ＋Ⓔ）（円）}} \times 100 \times \text{調整率}\ \% = ⑧\ \%$$

C＋Dの金額を調査票の＜問6＞（イ）にご記入くださ

Eの金額を調査票の＜問6＞（ロ）にご記入ください

この金額を調査票の＜問6＞（ハ）にご記入ください

参考③

3．必要経費の内訳

(1) 自由診療分

{ 原価及び経費の総額（収支内訳書（一般用）の⑨＋⑱＋⑳） ［　　円］ － 自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額 ［ⓐ　　円］ } × 自由診療割合（表面の㋐又は㋑） ［　　％］ ＋ 左のⓐのうち自由診療分に係る経費の金額 ［　　円］ ＝ 自由診療分の原価及び経費の合計額 ［A　　円］

(注)　ⓐの欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

(2) 保険診療分

原価及び経費の総額（収支内訳書（一般用）の⑨＋⑱＋⑳） ［　　円］ － 自由診療分の原価及び経費の合計額（Aの金額） ［　　円］ ＝ 社会保険診療分の原価及び経費の合計額 ［B　　円］

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じたⓑ率及びⓒ加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

社会保険診療報酬（表面の㋒＋⑬） ［　　円］ × 速算表のⓑ率 ［　　％］ ＋ 速算表のⓒ加算額 ［　　円］ ＝ 租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 ［C　　円］

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	ⓑ率	ⓒ加算額
2,500万円以下	72％	― 円
2,500万円超　3,000万円以下	70％	500,000円
3,000万円超　4,000万円以下	62％	2,900,000円
4,000万円超　5,000万円以下	57％	4,900,000円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額（Cの金額） ［　　円］ － 社会保険診療分の原価及び経費の合計額（Bの金額） ［　　円］ ＝ 差額 ［D　　円］

(注)　Dの金額を「収支内訳書（一般用）」1ページの「所得金額㉑」欄の下の余白に「措置法差額○○○円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。
併せて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法26」と記載してください。

この金額を調査票の＜問6＞（へ）にご記入くださ

参考④

令和 0□ 年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所			フリガナ 氏名		依頼税理士等	事務所所在地	
事業所所在地			電話番号	（自宅）（事業所）		氏名（名称）	
業種名		屋号	加入団体名			電話番号	

整理番号

令和　年　月　日　　損益計算書（自□□月□□日至□□月□□日）

控用　○申告には、必ず提出用を使ってください。

科目		金額（円）
売上（収入）金額（雑収入を含む）	①	
売上原価 期首商品（製品）棚卸高	②	
仕入金額（製品製造原価）	③	
小計（②＋③）	④	
期末商品（製品）棚卸高	⑤	
差引原価（④－⑤）	⑥	
差引金額（①－⑥）	⑦	
経費 租税公課	⑧	
荷造運賃	⑨	
水道		
旅費		
通信費	⑫	
広告宣伝費	⑬	
接待		
損害保険料	⑮	
修繕費	⑯	

科目		金額（円）
経費 消耗品費	⑰	
減価償却費	⑱	
福利厚生費	⑲	
給料賃金	⑳	
外注工賃	㉑	
利子割引料	㉒	
地代家賃	㉓	
貸倒金	㉔	
	㉕	
	㉖	
	㉗	
	㉘	
	㉙	
	㉚	
雑費	㉛	
	㉜	
差引金額（⑦－㉜）	㉝	

科目		金額（円）
各種引当金・準備金等 繰戻額等 貸倒引当金	㉞	
	㉟	
	㊱	
計	㊲	
繰入額等 専従者給与	㊳	
貸倒引当金	㊴	
	㊵	
	㊶	
計	㊷	
青色申告特別控除前の所得金額（㉝＋㊷－㊸）	㊸	
青色申告特別控除額	㊹	
所得金額（㊸－㊹）	㊺	

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

㊹の金額を調査票の＜問6＞（二）にご記入ください

㊺の金額を調査票の＜問6＞（ホ）にご記入ください

参考⑤

令和　　年分所得税青色申告決算書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》

（令和元年分以降用）

整理番号	
氏　名	

診療科目	科	住所	

1．収入金額の内訳

		診療件数	診療実日数	決定点数	収入金額 診療報酬当座口払込額	収入金額 診療報酬窓口収入金額
社会保険診療報酬 ①受ける社会保険診療報酬 基金事務所から支払を	一般社会保険	件	日	点	円	
	生活保護法					
	精神保健福祉法					
	小　計					
②国民健康保険診療報酬	国民健康保険法					
	高齢者医療確保法					
	小　計					
③介護報酬						
	小　計					
④その他						
	小　計					
⑤　計（①＋②＋③＋④）			Ⓐ		Ⓒ	Ⓓ　円
自由診療の収入等	一般の自由診療	件	日		円	
	労働者災害補償保険診療					
	公害健康被害補償診療					
	自動車損害賠償責任保険診療					
	高齢者医療確保法					
⑥　計（雑収入は下の欄に書きます。）			Ⓑ		Ⓔ	
雑　収　入						円

2．自由診療割合の計算

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。

(1)　診療実日数による割合

$$\frac{\text{自由診療実日数（Ⓑ）（日）}}{\text{総診療実日数（Ⓐ＋Ⓑ）（日）}} \times 100 = ⑦\ \%$$

(2)　収入による割合

$$\frac{\text{自由診療収入（Ⓔ）（円）}}{\text{総診療収入（Ⓒ＋Ⓓ＋Ⓔ）（円）}} \times 100 \times \text{調整率}\ \% = ⑧\ \%$$

C＋Dの金額を調査票の＜問6＞（イ）にご記入ください

Eの金額を調査票の＜問6＞（ロ）にご記入ください

この金額を調査票の＜問6＞（ハ）にご記入ください

（注）社会保険診療報酬が5,000万円を超えた場合又は医業及び歯科医業から生ずる収入金額が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法第26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできません。
なお、7,000万円の判定については、Ⓒ＋Ⓓ＋Ⓔの合計額で行うことになります。

参考⑥

3．必要経費の内訳

(1) 自由診療分

イ 一般経費分

{原価及び経費の総額（決算書の「損益計算書」の㊀＋㊁）［　　］円 － 自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額 ㊂［　　］円} × 自由診療割合（表面の⑦又は⑧）［　　］% ＋ 左の㊂のうち自由診療分に係る経費の金額［　　］円 ＝ 自由診療分の原価及び経費の合計額 A［　　］円

（注）㊂の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

ロ 特典経費分

（イ）専従者給与

専従者給与の金額（決算書の「損益計算書」の㊃）［　　］円 × 自由診療割合（表面の⑦又は⑧）［　　］% ＝ 自由診療分の専従者給与の金額 B［　　］円

（ロ）一括評価による貸倒引当金繰入額

12月31日現在の自由診療分の一括評価による貸金額の合計額［　　］円 × $\frac{55}{1,000}$ ＝ 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額 C［　　］円

（ハ）退職給与引当金勘定への繰入額

退職給与引当金勘定への繰入額［　　］円 × 自由診療割合（表面の⑦又は⑧）［　　］% ＝ 自由診療分の退職給与引当金勘定への繰入額 D［　　］円

（注）個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署にお尋ねください。

(2) 保険診療分

イ 一般経費分

原価及び経費の総額（決算書の「損益計算書」の㊀＋㊁）［　　］円 － 自由診療分の原価及び経費の合計額（Aの金額）［　　］円 ＝ 社会保険診療分の原価及び経費の合計額 E［　　］円

ロ 特典経費分

{専従者給与の金額（決算書の「損益計算書」の㊃）［　　］円 － Bの金額［　　］円} ＋ {退職給与引当金繰入額［　　］円 － Dの金額［　　］円}

＋ {一括評価による貸倒引当金繰入額（決算書の「貸倒引当金繰入額の計算」の㊄）［　　］円 －Cの金額［　　］円} － {一括評価による貸倒引当金繰戻額［　　］円 － 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰戻額［　　］円} ＝ 社会保険診療分の特典経費の合計額 F［　　］円

赤字の場合は0とする。

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じた㊄率及び㊅加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

社会保険診療報酬（表面の㊀＋㊁）［　　］円 × 速算表の㊄率［　　］% ＋ 速算表の㊅加算額［　　］円 ＝ 租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 G［　　］円

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	㊄率	㊅加算額
2,500万円以下	72%	－円
2,500万円超　3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超　4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超　5,000万円以下	57%	4,900,000円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額（Gの金額）［　　］円 － 社会保険診療分の原価及び経費と特典経費の合計額（E＋Fの金額）［　　］円 ＝ 差額 H［　　］円

（注）Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額㊇」欄の下の余白に「措置法差額○○○円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。
併せて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法26」と記載してください。
この場合、青色申告特別控除の限度額は、租税特別措置法第26条の適用を受けた所得を除いたところで計算しますので、注意ください（この計算に当たっては「記載要領」を読んでください。）。

この金額を調査票の＜問6＞（へ）にご記入ください

社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階税制）（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税）

制度の概要

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置。

なお、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額（社会保険診療報酬以外の部分を含む）が7,000万円を超える者を適用対象から除外する。

社会保険診療報酬の金額	概算経費率
2,500万円以下	７２％
2,500万円超　3,000万円以下	７０％
3,000万円超　4,000万円以下	６２％
4,000万円超　5,000万円以下	５７％

過疎地域一覧

参考⑧

※出典：総務省　令和 4 年 4 月「過疎関係市町村都道府県別分布図」より「全部過疎」を抜粋
※令和２年国勢調査結果に基づき異動のある市町村を含む

北海道

1	小樽市	26	江差町	51	由仁町	76	音威子府村	101	置戸町	126	新得町
2	夕張市	27	上ノ国町	52	長沼町	77	中川町	102	佐呂間町	127	清水町
3	留萌市	28	厚沢部町	53	栗山町	78	幌加内町	103	遠軽町	128	更別村
4	稚内市	29	乙部町	54	月形町	79	増毛町	104	湧別町	129	大樹町
5	美唄市	30	奥尻町	55	浦臼町	80	小平町	105	滝上町	130	広尾町
6	芦別市	31	今金町	56	新十津川町	81	苫前町	106	興部町	131	池田町
7	赤平市	32	せたな町	57	妹背牛町	82	羽幌町	107	西興部村	132	豊頃町
8	紋別市	33	島牧村	58	秩父別町	83	初山別村	108	雄武町	133	本別町
9	士別市	34	寿都町	59	雨竜町	84	遠別町	109	大空町	134	足寄町
10	名寄市	35	黒松内町	60	北竜町	85	天塩町	110	豊浦町	135	陸別町
11	三笠市	36	蘭越町	61	沼田町	86	猿払村	111	壮瞥町	136	浦幌町
12	根室市	37	ニセコ町	62	鷹栖町	87	浜頓別町	112	白老町	137	厚岸町
13	砂川市	38	真狩村	63	当麻町	88	中頓別町	113	厚真町	138	浜中町
14	歌志内市	39	留寿都村	64	比布町	89	枝幸町	114	洞爺湖町	139	標茶町
15	深川市	40	喜茂別町	65	愛別町	90	豊富町	115	安平町	140	弟子屈町
16	富良野市	41	共和町	66	上川町	91	礼文町	116	むかわ町	141	鶴居村
17	新篠津村	42	岩内町	67	美瑛町	92	利尻町	117	日高町	142	白糠町
18	松前町	43	神恵内村	68	上富良野町	93	利尻富士町	118	平取町	143	別海町
19	福島町	44	積丹町	69	中富良野町	94	幌延町	119	新冠町	144	標津町
20	知内町	45	古平町	70	南富良野町	95	美幌町	120	浦河町	145	羅臼町
21	木古内町	46	仁木町	71	占冠村	96	津別町	121	様似町		
22	鹿部町	47	余市町	72	和寒町	97	斜里町	122	えりも町		
23	森町	48	赤井川村	73	剣淵町	98	清里町	123	新ひだか町		
24	八雲町	49	奈井江町	74	下川町	99	小清水町	124	上士幌町		
25	長万部町	50	上砂川町	75	美深町	100	訓子府町	125	鹿追町		

東北

青森県		26	新郷村	50	七ケ宿町	75	八郎潟町	**福島県**		125	小野町
1	五所川原市	**岩手県**		51	川崎町	76	井川町	100	喜多方市	126	川内村
2	つがる市	27	宮古市	52	丸森町	77	美郷町	101	田村市	127	浪江町
3	平内町	28	大船渡市	53	山元町	78	羽後町	102	国見町	128	葛尾村
4	今別町	29	遠野市	54	松島町	79	東成瀬村	103	川俣町	129	飯舘村
5	蓬田村	30	陸前高田市	55	大郷町	**山形県**		104	天栄村	**新潟県**	
6	外ヶ浜町	31	釜石市	56	加美町	80	上山市	105	下郷町	130	加茂市
7	鰺ケ沢町	32	二戸市	57	涌谷町	81	村山市	106	檜枝岐村	131	十日町市
8	深浦町	33	八幡平市	58	南三陸町	82	尾花沢市	107	只見町	132	村上市
9	西目屋村	34	葛巻町	**秋田県**		83	西川町	108	南会津町	133	糸魚川市
10	大鰐町	35	岩手町	59	能代市	84	朝日町	109	北塩原村	134	妙高市
11	田舎館村	36	西和賀町	60	横手市	85	大江町	110	西会津町	135	佐渡市
12	板柳町	37	住田町	61	大館市	86	大石田町	111	磐梯町	136	魚沼市
13	鶴田町	38	大槌町	62	男鹿市	87	金山町	112	猪苗代町	137	阿賀町
14	中泊町	39	山田町	63	湯沢市	88	最上町	113	会津坂下町	138	出雲崎町
15	野辺地町	40	岩泉町	64	鹿角市	89	舟形町	114	柳津町	139	津南町
16	七戸町	41	田野畑村	65	大仙市	90	真室川町	115	三島町	140	関川村
17	横浜町	42	普代村	66	北秋田市	91	大蔵村	116	金山町	141	粟島浦村
18	東北町	43	軽米町	67	にかほ市	92	鮭川村	117	昭和村		
19	大間町	44	野田村	68	仙北市	93	戸沢村	118	会津美里町		
20	風間浦村	45	九戸村	69	小坂町	94	川西町	119	矢祭町		
21	佐井村	46	洋野町	70	上小阿仁村	95	小国町	120	塙町		
22	三戸町	47	一戸町	71	藤里町	96	白鷹町	121	鮫川村		
23	五戸町	**宮城県**		72	三種町	97	飯豊町	122	石川町		
24	田子町	48	気仙沼市	73	八峰町	98	庄内町	123	平田村		
25	南部町	49	栗原市	74	五城目町	99	遊佐町	124	古殿町		

過疎地域一覧

参考⑧

関東 / 東海・北陸

茨城県		23	小鹿野町	45	南部町	70	麻績村	93	勝山市	**三重県**	
1	稲敷市	24	東秩父村	46	道志村	71	生坂村	94	池田町	116	尾鷲市
2	桜川市	**千葉県**		47	小菅村	72	筑北村	95	南越前町	117	鳥羽市
3	行方市	25	勝浦市	48	丹波山村	73	小谷村	**岐阜県**		118	熊野市
4	大子町	26	南房総市	**長野県**		74	山ノ内町	96	飛騨市	119	志摩市
5	河内町	27	東庄町	49	大町市	75	木島平村	97	郡上市	120	大台町
6	利根町	28	九十九里町	50	飯山市	76	野沢温泉村	98	下呂市	121	大紀町
栃木県		29	長南町	51	小海町	77	信濃町	99	関ケ原町	122	南伊勢町
7	那須烏山市	30	大多喜町	52	北相木村	78	小川村	100	揖斐川町	123	紀北町
8	茂木町	31	鋸南町	53	佐久穂町	79	飯綱町	101	七宗町		
9	塩谷町	**東京都**		54	立科町	80	栄村	102	八百津町		
10	那珂川町	32	檜原村	55	長和町	**富山県**		103	白川町		
群馬県		33	奥多摩町	56	中川村	81	氷見市	104	東白川村		
11	神流町	34	大島町	57	阿南町	82	南砺市	105	白川村		
12	下仁田町	35	新島村	58	平谷村	83	朝日町	**静岡県**			
13	南牧村	36	三宅村	59	根羽村	**石川県**		106	下田市		
14	中之条町	37	八丈町	60	売木村	84	七尾市	107	伊豆市		
15	長野原町	38	青ケ島村	61	天龍村	91	輪島市	108	河津町		
16	高山村	**神奈川県**		62	泰阜村	86	珠洲市	109	南伊豆町		
17	東吾妻町	39	真鶴町	63	大鹿村	87	羽咋市	110	松崎町		
18	片品村	**山梨県**		64	上松町	88	宝達志水町	111	西伊豆町		
19	みなかみ町	40	上野原市	65	南木曽町	89	中能登町	112	川根本町		
埼玉県		41	甲州市	66	木祖村	90	穴水町	**愛知県**			
20	ときがわ町	42	市川三郷町	67	王滝村	117	能登町	113	設楽町		
21	皆野町	43	早川町	68	大桑村	**福井県**		114	東栄町		
22	長瀞町	44	身延町	69	木曽町	92	大野市	115	豊根村		

近畿 / 中国 / 四国

滋賀県		27	宇陀市	57	太地町	86	隠岐の島町	114	周防大島町	142	鬼北町
1	甲良町	28	山添村	58	古座川町	**岡山県**		115	上関町	143	愛南町
京都府		29	三宅町	59	北山村	87	高梁市	116	阿武町	**高知県**	
2	綾部市	30	曽爾村	60	串本町	88	新見市	**徳島県**		144	室戸市
3	宮津市	31	御杖村	**鳥取県**		89	備前市	117	美馬市	145	安芸市
4	京丹後市	32	高取町	61	岩美町	90	真庭市	118	三好市	146	須崎市
5	笠置町	33	明日香村	62	若桜町	91	美作市	119	勝浦町	147	宿毛市
6	和束町	34	吉野町	63	智頭町	92	和気町	120	上勝町	148	土佐清水市
7	南山城村	35	下市町	64	八頭町	93	矢掛町	121	佐那河内村	149	香美市
8	京丹波町	36	黒滝村	65	三朝町	94	新庄村	122	神山町	150	東洋町
9	伊根町	37	天川村	66	琴浦町	95	鏡野町	123	那賀町	151	奈半利町
10	与謝野町	38	野迫川村	67	大山町	96	奈義町	124	牟岐町	152	田野町
大阪府		39	十津川村	68	日南町	97	西粟倉村	125	美波町	153	安田町
11	豊能町	40	下北山村	69	日野町	98	久米南町	126	海陽町	154	北川村
12	能勢町	41	上北山村	70	江府町	99	美咲町	127	つるぎ町	155	馬路村
13	岬町	42	川上村	**島根県**		100	吉備中央町	**香川県**		156	本山町
14	千早赤阪村	43	東吉野村	71	益田市	**広島県**		128	東かがわ市	157	大豊町
兵庫県		**和歌山県**		72	大田市	101	府中市	129	土庄町	158	土佐町
15	洲本市	44	新宮市	73	安来市	102	三次市	130	小豆島町	159	大川村
16	養父市	45	紀美野町	74	江津市	103	庄原市	131	直島町	160	いの町
17	淡路市	46	かつらぎ町	75	雲南市	104	安芸高田市	132	琴平町	161	仁淀川町
18	宍粟市	47	九度山町	76	奥出雲町	105	江田島市	133	まんのう町	162	中土佐町
19	多可町	48	高野町	77	飯南町	106	安芸太田町	**愛媛県**		163	越知町
20	市川町	49	湯浅町	78	川本町	107	北広島町	134	宇和島市	164	檮原町
21	神河町	50	広川町	79	美郷町	108	大崎上島町	135	八幡浜市	165	津野町
22	佐用町	51	美浜町	80	邑南町	109	世羅町	136	大洲市	166	四万十町
23	香美町	52	由良町	81	津和野町	110	神石高原町	137	西予市	167	大月町
24	新温泉町	53	印南町	82	吉賀町	**山口県**		138	上島町	168	三原村
奈良県		54	日高川町	83	海士町	111	萩市	139	久万高原町	169	黒潮町
25	五條市	55	すさみ町	84	西ノ島町	112	長門市	140	内子町		
26	御所市	56	那智勝浦町	85	知夫村	113	美祢市	141	松野町		

過疎地域一覧　　参考⑧

九州											
福岡県		長崎県		47	高森町	71	九重町	94	奄美市	119	知名町
1	田川市	24	島原市	48	南阿蘇村	72	玖珠町	95	南九州市	120	与論町
2	八女市	25	平戸市	49	甲佐町	宮崎県		96	伊佐市	沖縄県	
3	嘉麻市	26	松浦市	50	山都町	73	日南市	97	三島村	121	国頭村
4	みやま市	27	対馬市	51	芦北町	74	串間市	98	十島村	122	大宜味村
5	芦屋町	28	壱岐市	52	津奈木町	75	えびの市	99	さつま町	123	東村
6	小竹町	29	五島市	53	多良木町	76	高原町	100	長島町	124	本部町
7	鞍手町	30	西海市	54	湯前町	77	西米良村	101	湧水町	125	伊江村
8	東峰村	31	雲仙市	55	水上村	78	都農町	102	大崎町	126	渡嘉敷村
9	香春町	32	南島原市	56	相良村	79	諸塚村	103	東串良町	127	座間味村
10	添田町	33	東彼杵町	57	五木村	80	椎葉村	104	錦江町	128	粟国村
11	糸田町	34	小値賀町	58	山江村	81	美郷町	105	南大隅町	129	渡名喜村
12	川崎町	35	新上五島町	59	球磨村	82	高千穂町	106	肝付町	130	南大東村
13	大任町	熊本県		60	あさぎり町	83	日之影町	107	中種子町	131	伊平屋村
14	赤村	36	人吉市	61	苓北町	84	五ヶ瀬町	108	南種子町	132	伊是名村
15	福智町	37	水俣市	大分県		鹿児島県		109	屋久島町	133	久米島町
16	みやこ町	38	上天草市	62	日田市	85	枕崎市	110	大和村	134	多良間村
17	上毛町	39	阿蘇市	63	佐伯市	86	阿久根市	111	宇検村	135	与那国町
18	築上町	40	天草市	64	臼杵市	87	指宿市	112	瀬戸内町		
佐賀県		41	美里町	65	津久見市	88	西之表市	113	龍郷町		
19	多久市	42	南関町	66	竹田市	89	垂水市	114	喜界町		
20	大町町	43	和水町	67	豊後高田市	90	曽於市	115	徳之島町		
21	江北町	44	南小国町	68	豊後大野市	91	いちき串木野市	116	天城町		
22	白石町	45	小国町	69	国東市	92	南さつま市	117	伊仙町		
23	太良町	46	産山村	70	姫島村	93	志布志市	118	和泊町		